

## 農地法第3条申請 必要書類一覧

番号	書類の種類	備 考	必要部数
1	農地法第3条申請書	・農業委員会事務局より取得	原本1通
2	譲渡人の印鑑証明	・住所地の役所の戸籍窓口より取得 ※3ヶ月以内に発行されたもの	原本1通
3	譲受人の印鑑証明	・住所地の役所の戸籍窓口より取得 ※3ヶ月以内に発行されたもの	原本1通
4	申請農地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	・法務局鯉沢支局より取得 ※3ヶ月以内に発行されたもの	原本1通 (各筆毎)
5	申請農地の公図の写し	・法務局鯉沢支局より取得 ※3ヶ月以内に発行されたもの	原本1通
6	申請農地の案内図 (申請地を赤字等で囲む)	・対象の土地の位置が特定できる図 面または住宅地図等の写し等。	1通
7	営農計画書	・譲受人が作成してください。	1通
(8)	耕作面積証明書 (譲受人が町外の場合)	・当該農業委員会	1通
(9)	賃借権及び使用貸借契約書 の写し	・賃借権及び使用貸借による権利等 を設定する場合	1通
(10)	譲受人の戸籍抄本	・生前一括贈与の場合	原本1通
(11)	相続未登記の場合の必要書類	・被相続人の除籍謄本及び原戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続関係図 ・相続人全員の印鑑証明 ・遺産分割協議書(写)または代表者 以外の同意書	1通
(12)	その他必要な書類	・その他参考となる資料があれば添付	1通

(注意)

○申請書類の提出期限は毎月10日で、10日が土日祝の場合は前開庁日です。  
※提出期限日以降の申請は翌月分扱いとなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】  
早川町農業委員会事務局  
☎0556-45-2516